

徳島県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の 所 在 地		指定に係る事業所の名称		指定に係る 事業所の所在地	変更年月日
医療法人かわうち	徳島市鮎喰町二丁目九五―一		川内内科居宅介護支援事業所	かもな桜公園ケアマネステーション	徳島市名東町二丁目五九三―五	令和五年十二月一日